

国内クラフトジン蒸留施設 算定基準書

本則（本編）

バージョン：1.0 / 制定日：2026年6月17日 / 基準日：各年12月31日時点 / 管理者：クラビ

文書名	本則（本編）
版	1.0
制定日	2026年6月17日
管理者	クラビ

原稿出典: 本則クラフトジン蒸留所_算定基準書_v1.0.md

目次

各項目をクリックすると該当箇所へ移動します。

- 1. 目的と適用範囲
- 2. 用語の定義
- 3. 算入要件
- 4. 除外要件
- 5. 境界事例の判定ルール
- 6. 大手酒類メーカーの判定（暫定運用）
- 7. 集計単位・名寄せ・計上タイミング
- 8. 集計値の公表（二本立て）
- 9. 情報源とエビデンス
- 10. 改訂管理

1. 目的と適用範囲

本基準は、日本国内におけるクラフトジン蒸留施設の数、再現可能かつ経年比較可能な方法で算定するための判定ルールを定めるものである。本基準はリストの収録判断・件数集計・年次更新のすべてに適用する。

本基準が算定するのは「国内でジンを自社蒸留している事業者のうち、大手酒類メーカーに該当しないもの」の**蒸留施設数**である。本統計は蒸留施設の統計であり、ジンのブランド数・銘柄数の統計ではない。したがって、自社蒸留を行わないブランド（委託製造品）は、市場に流通していても本統計には現れない。

日本には「ジン」「クラフトジン」の法的定義が存在しないため、本基準における各用語は第2章の操作的定義による。大手酒類メーカーの確定的な判定基準（規模・資本関係の閾値）は今後の検討課題であり、確定までは第6章の暫定運用による。

2. 用語の定義

用語	定義
ジン	ジュニパーベリー（セイヨウネズ <i>Juniperus communis</i> L. の球果）を香味原料に使用した蒸留酒で、「ジン」を名乗って商業的に販売される製品。酒税法上の品目は問わない（通常はスピリッツ〔エクス分2度未満〕だが、糖分等によりリキュールに分類される製品も、製法が下記「蒸留ジン」に該当すれば含む）
蒸留ジン	ベーススピリッツにジュニパーベリー等のボタニカルを加えて 再蒸留 して製造されるジン。なお、浸漬・調合のみで再蒸留を行わない製法（コンパウンド）も法的・国際的には「ジン」に該当しうるが（EU規則2019/787等）、本基準では蒸留行為を算定対象とするため、コンパウンドのみの製造は算入しない
蒸留施設	蒸留器（スチル）を備え、酒類製造免許を受けた製造場。本基準の集計単位

自社蒸留	自社名義の酒類製造免許の下で、自ら運転するスチル（所有・リースの別を問わない）によりジンの再蒸留工程を行うこと
OEM・委託製造	ジンの蒸留工程を他社の免許・施設・運転に委ねて製造させること。委託する側をOEM販売者、受託する側を受託製造者と呼ぶ
大手酒類メーカー	第6章により判定する大規模酒類製造事業者およびそのグループ
商業出荷開始日	当該施設で自社蒸留されたジンが、商品として初めて出荷・発売された日
状態区分	各施設の状態。 稼働 ＝算入要件を満たし算入、 休止 ＝一時休止中（第5章(5)。算入維持の可否は同項による）、 廃止 ＝製造を終了した施設（第7章）の3区分。廃止施設は公開リスト（地図）から外し、廃止台帳（履歴データ）で別途管理する
保留リスト	判定未確定の施設（自社蒸留か否かが未確認のもの、大手周辺事例で判定待ちのもの等）を収載する非公開の管理リスト。状態区分とは別に管理し、公開リスト（地図）には掲載しない。第8章の保留分の母集団となる
基準日	件数を確定する時点。原則として各年12月31日

3. 算入要件

次の(1)～(6)を**すべて**満たす施設を1件として算入する。

(1) 国内所在 — 蒸留施設が日本国内に所在すること。

(2) 製造免許 — 当該施設がジンの製造に必要な酒類製造免許（スピリッツ等。製品によりリキュール）を保有していること。免許の名義者を当該施設の事業者とみなす。

(3) 自社蒸留 — 第2章に定める「自社蒸留」により蒸留ジンを製造していること。ベーススピリッツ（中性スピリッツ等）を外部から購入し、自社で再蒸留する方式は自社蒸留に**該当する**（国内外で一般的な製法であるため）。

(4) 商業的製造実績 — 基準日からさかのぼって**24か月以内**に、自社蒸留によるジンの出荷実績があること。試験製造・社内試作のみの段階は算入しない。（24か月の根拠：ジンは原則として熟成を要さ

ず、稼働中の施設は通常年内に出荷へ至る一方、樽熟成製品や年1回の少量仕込みを行う小規模施設が存在するため、1年では厳しすぎ、それを超える猶予として2年を採る。)

(5) **稼働** — 基準日時点で事業を休止・廃止していないこと。

(6) **非大手** — 当該施設の運営事業者が、第6章に定める大手酒類メーカーに該当しないこと。

4. 除外要件

次のいずれかに該当する事業者・施設は算入しない。

1. **大手酒類メーカーの施設** — 第6章により大手と判定された事業者・グループが運営する施設。
2. **OEM販売者** — 自社蒸留を行わず、委託製造・リブランドによりジン銘柄を販売するのみの事業者。
3. **コンパウンドのみ** — 浸漬・調合のみで再蒸留を行わない製品のみを製造する事業者（当該製品が法的に「ジン」を名乗りうる場合でも、本基準では算入しない）。
4. **ブレンド・ボトリング・ベース供給のみ** — 購入した蒸留済みジンの調合・瓶詰のみを行う施設、またはジン用ベーススピリッツの製造・供給のみを行いジンの再蒸留を行わない施設。
5. **休止・廃止** — 基準日時点で製造を休止・終了している施設（再開公表済みの一時休止は第5章(5)による）。
6. **海外製造** — 蒸留工程が国外施設で行われるもの（国内事業者のブランドであっても除外）。

なお、受託製造者（他社ブランドのジンを自社施設で蒸留する事業者）は、自社蒸留の実態があり、かつ非大手であれば**算入する**。除外されるのは委託する側のみである。独立ブランドが大手施設に委託製造させたジンは、施設側（大手）・ブランド側（OEM販売者）の双方が除外されるため本統計に現れないが、これは本統計が施設数の統計であることによる仕様であり、ブランド数の把握には別の統計を要する（第1章参照）。

5. 境界事例の判定ルール

(1) **兼業の酒蔵・ブルワリー** — 日本酒・焼酎・泡盛・ビール等を主業とする事業者であっても、算入要件を満たせば算入する。ジン専業であることは要件としない。

- (2) **共有施設・間借り蒸留** — 複数事業者が同一施設を利用する場合、**製造免許の名義単位**で判定する。同一施設内に複数の免許名義者が存在する場合は名義者ごとに1件と数え、免許を持たず他者の免許の下で「レシピ持ち込み」をするだけの事業者はOEM販売者として除外する。
- (3) **大手の周辺事例** — 大手グループの子会社・関連会社が運営する施設は、第6章の資本関係基準により大手側に含めて除外する。大手から一部出資を受けた独立系蒸留所の扱い（出資比率の閾値）は、大手判定基準の確定と併せて今後定める。判定が確定するまでは保留リストに収載し、第8章の二本立て集計における保留分として扱う。
- (4) **単発・限定生産** — 算入要件(4)の「24か月以内の出荷実績」により判定する。過去に一度製造したのみで継続実績がない施設は、最終出荷から24か月経過した時点の基準日以降、算入から外れる。
- (5) **一時休止** — 設備更新・移転等による一時休止で、再開予定が公表されている場合は算入を維持できる。ただし休止が連続24か月を超えた場合は除外する。
- (6) **ジン以外が主目的の蒸留施設** — ウイスキー蒸留所等がジンを副次的に製造する場合も、ジンについて算入要件（非大手要件を含む）を満たせば算入する。ただし、グレーン原酒やベーススピリッツの製造のみでジンの再蒸留を行わない施設は第4章4号により除外する。
- (7) **ジンを名乗らないジュニパー系スピリッツ** — ジュニパーベリーを使用していても「ジン」を名乗らずに販売される製品（クラフトスピリッツ等の名称のみ）は、本基準の「ジン」に該当しない。当該製品しか製造しない施設は算入しない。

6. 大手酒類メーカーの判定（暫定運用）

大手の確定的な判定基準（規模・資本の閾値）は今後の検討課題とし、確定までは次の暫定運用による。

暫定運用（ネガティブリスト方式） — 次のいずれかに該当する施設は、当面、大手として除外する。
上場・非上場の別は問わない。

7. 別紙「大手酒類メーカーグループ一覧」に掲げるグループ（制定時点：サントリーグループ、アサヒグループ〔ニッカウヰスキー等〕、キリングroup、サッポロホールディングスグループ、宝グ

グループ、オエノングループ〔合同酒精・札幌酒精工業等〕ほか、管理者が同等規模と認めるもの）
に属する事業者の施設

8. 上記グループが過半の議決権を保有する事業者の施設

別紙一覧の追加・削除は管理者が行い、変更履歴を記録する。資本関係は**基準日時点**で判定する（年の途中で大手による買収が完了した場合、当該年の基準日から除外する。大手傘下からの独立も同様に基準日時点で判定する）。

今後の検討方針 — 確定基準は次の2軸の組み合わせで策定する。

- **生産規模**：ジンまたはスピリッツの年間生産量・出荷量の上限。参考として、米国クラフトスピリッツ協会（ACSA）は年間75万プルーフガロン（保税在庫量）未満を基準とする。国内の規模実態に即した閾値（例：年間出荷量〇kl以下）は、データ入手可能性を踏まえて別途検討する。
- **資本独立性**：参考として、ACSAは独立側が75%超の持分および運営支配権を保有することを「独立」とする（近年の認証基準では「大規模生産者による所有が50%以下」という表現も併用）。国内基準としての閾値は、グループ出資を受けた蒸留所の実態を踏まえて検討する。

確定基準への移行時は第10章に従いバージョンを更新し、過去基準日分を新基準で再集計する。

7. 集計単位・名寄せ・計上タイミング

集計単位 — 蒸留施設（製造場）単位。同一事業者が複数施設を持つ場合は施設ごとに計上する。

名寄せ — ①免許名義者＋製造場所在地、②座標（半径200m以内かつ同一名義）の順で同一性を判定し、会社名・施設名・ブランド名の表記揺れによる重複は1件に統合する。

新設の計上 — **商業出荷開始日**が属する年の基準日から計上する（出荷実績は外部から検証可能であるため。初留日・免許取得日・建設中は計上の根拠としない）。

廃止の計上 — 廃止公表日または最終出荷から24か月経過した基準日のいずれか早い方で、状態区分を廃止に変更して算入から除外する。廃止施設は公開リスト（地図）から外し、廃止台帳（履歴データ）で別途管理する（経年比較・再集計に用いるため、削除はしない）。

8. 集計値の公表（二本立て）

調査の到達度によって件数が変動すること（カバレッジバイアス）を統計利用者に明示するため、集計値は次の二本立てで公表する。

- **確定件数** — 第9章の最低確認手続きを完了し、算入要件をすべて満たすと判定された施設の数。
- **保留込み件数** — 確定件数に、保留リスト収載施設（自社蒸留か否かが未確認、または大手周辺事例で判定待ち）の数を加えた数。確定件数 ≤ 真の値 ≤ 保留込み件数の関係を想定した上限値として示す。

公表時には、確定・保留それぞれの施設数と、当該基準日時点の確認手続きの実施範囲を付記する。

9. 情報源とエビデンス

最低確認手続き — 各施設について、(a) 事業者公式サイトまたは公式SNSの確認、(b) 製品ラベルの製造者・製造場表示の確認（画像で可）の2点を毎基準日に実施する。これを完了して判定したものを「確定」とし、完了できないものは保留リストに収載する。

判定の根拠は次の優先順位により、各施設に情報源（URL・確認日）を記録する。

9. **一次情報** — 事業者の公式サイト・プレスリリース、製品ラベルの製造者・製造場表示、現地確認・事業者への直接確認
10. **行政公表情報** — 国税庁「酒類等製造免許の新規取得者名等一覧」（製造者名・製造場所在地・品目を記載）。ただし同一覧は**新規付与分のみ**を各国税局サイトに約1年間掲載するものであり、現存免許の全数台帳ではない。したがって**新規参入の検知**に用い、既存事業者の免許保有はラベル表示・公式情報により確認する
11. **二次情報** — 業界団体資料、信頼できる業界メディアの取材記事。SNS・個人ブログ等は手がかりとしてのみ用い、単独では判定根拠としない

自社蒸留かOEMかの判定では、ラベルの「製造者／製造場」表示と「販売者」表示の別を重視する。

見学可否・試飲可否・ショップ有無などの付帯属性も、基準日時点の公式情報により毎年再確認する（施設の一般公開状況は変動するため）。

10. 改訂管理

本基準の変更はバージョン番号で管理し、件数の経年比較に影響する変更（算入要件・集計単位・大手判定基準の変更）を行った場合は、過去データを新基準で再集計するか、断絶点を明記する。第6章の大手判定基準の確定、および別紙「大手酒類メーカーグループ一覧」の変更は件数に直接影響するため、実施時には必ず再集計または注記を行う。